

第6回川口市立小中学校在り方審議会

議事録

●日時・場所

令和8年1月22日(木) 13時30分～15時30分
第二本庁舎 2601大会議室

●出席者・委員

◎石川 泰成	○松田 裕之	廣瀬 進治
菊地 美代子	望月 佳司	渡部 彰
田原 浩之	潮田 香織	本橋 克展
小林 和八	井上 千春	柳田 朗
清水 秀文	加藤 治	

(◎会長 ○副会長)

●事務局

副教育長	大内 昌弘	学校教育部長	丸山 陽一
教育政策室長	須江 明香	教育総務課長	五十川 三津子
庶務課長	高木 美季	学校保健課長	湯浅 禎之助
教育政策室主幹	小川 哲	指導課主幹	小川 敏明
学務課主幹	佐久間 章匡	教育政策室室長補佐	伊藤 孝典
教育政策室室長補佐	金杉 博美	学務課学事係長	長嶋 史敬
学務課副主幹	立花 義寛	教育政策室主任	荒川 真衣

●会議の概要

1 開 会

(事務局)

出席委員が過半数に達しているため、川口市立小中学校在り方審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱に基づき、本審議会は公開とすることを報告。

傍聴希望者が3名いることを報告。

2 資料説明

(石川会長)

次第2「資料説明」について事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料1から6について説明。

3 議題

(石川会長)

次第3 議題(1)「第2回中間報告(案)について」事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料2に基づき説明。

(石川会長)

9ページ以降については、皆様から質問・意見をもらうものではないと認識している。第5回審議会で委員の皆様のご発言が過不足なく載せられているか確認してほしい。7・8ページを中心にご覧いただき、意見を賜りたい。

まず、初めに全体通して質問があるか。

(加藤委員)

1ページの「はじめに」の中段に「令和8月20日」と記載されており、「令和7年」が抜けている。修正をお願いしたい。

(石川会長)

事務局に修正をお願いしたい。

前回審議会時に、構成案として議題にあがっており、すでにご検討いただいているため、内容的にはご理解いただいているものと認識している。

欠席の委員から事前に質問や意見はあったか。

(事務局)

欠席の委員には、資料を事前に配付し、ご確認いただいている。気が付いたこと等あれば連絡するとのことだったため、確認いただいているものと認識している。

(石川会長)

現時点で質問等はなしとのことである。

他に意見等がなければ確定とするが、如何か。

(委員)

意見等なし。

(石川会長)

第2回中間報告については、今回の審議結果を加えて、教育委員会へ提出する。第1回中間報告と同様、会長、副会長で確認したものを事務局に返すこととするが、問題ないか。

(委員)

問題なし。

(石川会長)

次第3 議題(2)「川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)について」事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料3に基づき説明。

(会長)

基本方針(改定版)(案)がどのようにブラッシュアップされているか、皆様と確認したい。配付資料4の2枚目に公表までの段取りが記載されている。まず初めに、本

日の在り方審議会にて意見聴取を行い、それが反映されて第2回中間報告が作成され、3月上旬の最終案の作成に繋がる。併せて、その間に2月2日からパブリック・コメントを行い、市民の皆様からの意見聴取を行う。パブリック・コメントに取り掛かる前に、この審議会にて意見を聴取したいとのことである。

基本方針は、第5回までの審議会での皆様からの意見を反映しつつ、事務局が作成したものである。それを踏まえて確認をお願いしたい。

まず、「1 はじめに」について意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

「2 適正規模・適正配置基本方針の概要」について意見はあるか。

3ページの「基本方針の位置づけ(イメージ)」を見ると、基本方針が各部局の大きな計画の中に位置づけられており、様々な計画と連動しながら作成されているものであることが分かる。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

「3 川口市立小中学校の現状と課題」について意見はあるか。現状と課題について過不足なく記載されているか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

様々なデータ等も取り入れながら整理していただいていると感じる。課題についても川口市の課題を的確にとらえた上で、方向性が示されている。この審議会でも皆様からお話しいただいたものが反映されているものと捉えている。

「4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方」について意見はあるか。PTA連合会の田原委員、潮田委員は何かあるか。

(田原委員)

今までの審議のまとめという形であるため、事前に資料を確認し、特段意見はない。

改めて伝えたいことが1点ある。14ページの通学距離と時間について、1.5 kmと30分が目安とされている。学区が分かれる、同じ学校に通っていた子ども達が異なる学校へ通うことになるとしても、保護者の立場としては、ぜひこの基準の優先順位を高くしてほしいと思っている。

(石川会長)

保護者の立場として、この基準を重要と捉えているということであった。教育委員会には、意見として認識してほしい。

(潮田委員)

今までの審議の内容が要約されていると思う。通学距離と時間の基準については、学区編成の際にも基準となっている。川口市は地域差が大きいため、学区の編成により町会と区割りが異なることがある。子ども会が消滅している、町会に入らない家庭がある等の問題はあがるが、ぜひ地域の方の声を聴いてほしい。保護者としては近い学校が望ましいと思うが、子どもの教育にとって他学年の人と触れ合えて得られる成長は大きいと思う。それができるのが、小学校の6年間または義務教育の9年間である。地域で育てるという考えに重きを置き、地域の皆様の意見をぜひ重視してほしい。

(望月委員)

2人の発言に関連し、自身の子どもは、町会の区割りと異なる学校へ通っていた。これから統廃合等を進めるにあたり、必ずしもうまくはいかないとは思いますが、このようなケースが少なくなるような手段を講じてほしい。通学距離・時間について、子ども達の安全を考えると、スクールバスによる通学も視野にいった方がいいと感じている。スクールバスで安全に登下校することが最良ではあるが、徒歩で通学すること、友達と話をすることの重要性もあると思う。あまりにも通学時の安全確保が困難な場合、距離が長すぎる場合など、地域の状況によっては、そのような手段も視野に入れる必要がある。

(渡部委員)

特に異論はない。適正規模・適正配置の進め方としては問題ないと感じている。

(石川会長)

教育の意味や安心・安全など様々なことを加味する必要がある。

その他、意見はあるか。

(清水委員)

この審議会が立ち上がった時と比較し、自身の考え方が変わってきている。知れば知るほど適正規模の問題は、複雑であると感じる。

過小規模の学校は、様々な要因で子どもが少なくなっている状況をどのように扱うかが話の中心になると感じている。市内でも交通の便が悪いところは人が住みにくく、そのような場所の子ども達は厳しい状況に置かれている。過小規模の学校で1年生のときに問題が起きると、6年間苦しまなければいけないという課題がある。学校の規模を適正にすることが、今通っている子どもにとって幸せであると感じる。

子どもが集まりにくい学校は通学距離が長くなるため、スクールバスの検討も必要である。地域で仲のいい子どもが少ないと保護者は心配すると思うが、子ども達は順応性が高いため、学校生活がうまくいくようにしてあげることが最も重要なことであり、通学やその他の問題については環境を整えてあげればよい。難しい問題を解決しなければいけないが、スピード感をもって対応してほしい。

(石川会長)

スピード感をもって対応してほしいとのことであるが、教育委員会からスケジュールを前倒しして進めたいという話も挙がっている。後ほど説明があるものと思われる。

また、これから先が見通せないこともあり、一定程度の期間で見直しを図ることが重要であると感じる。

(加藤委員)

12ページの「大規模校への対応」の枠線内について、ある自治体では大規模校解消の取り組みとして、本来の学校と隣接する学校へ変えることができるといった柔軟な対応をしているところがある。また、住所により、学校を選択することができるとしているところもある。川口市ではそのような対応をしているか。

(事務局)

幼稚園の年長または小6のときに、就学指定をしている。その就学指定時に指定校の変更ができる要件がある。川口市では、自由学区制としていたことがあったことから、通っている子どもの中には、基本学区とは異なる学校に通った兄、姉がいる場合がある。そのような場合には、上の子どもが通っていた学校に限り選択することがで

きるとしている。

また、距離が1.5 kmまたは2 kmを超えた場合に、近距離の学校に行くことができるという要件がある。指定校変更の要件については、適正規模・適正配置の基準や学校再編に合わせる中で、柔軟に対応したい。学区の境に住んでいる家庭もあるため、調整できる地域を設ける必要があると考えている。鳩ヶ谷近隣の地域については、どちらも選べるとしているところもある。調整区域の拡大や通学区の調整については、今後検討を進めていく。

(石川会長)

現在も弾力的な取り扱いがあり、今後も引き続き調整されるとのことであった。

「5 今後の学校の在り方に向けた検討」について意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

井上委員、柳田委員から何かあるか。

(井上委員・柳田委員)

なし。

(小林委員)

基本方針については意見なし。

自身の子どもが通う予定の小学校の中では、集団登校でなく、個別登校でもいいのではないかという意見がある。保護者としては、子ども達にとっても集団登校が安全だと思っているが、校長先生からは、通学班を組まずに登校している子どももいると聞いている。川口市の方針は如何か。

(事務局)

通学班については学校ごとに決定している。個別の事情を抱えている家庭が個別登校をしている例もある。28ページに掲載されている保護者向けアンケート結果「・お子さんの通学方法について」によると、95.3%が通学班で、4.5%が個人で登校をしている。川口市では、概ね通学班で登校している。学区外や特別支援学級に登校している場合については、近くの通学班まで保護者と一緒に登校する、個人で登校するといった対応をとっている。特別支援学級は全校には設置されていないことから、学区外から通うケースがあり、その場合も先ほど挙げた対応を取っている。

また、通学班について、市としての方針はない。本市の実状として、地区により状況に大きな差があるためである。例えば、大規模校の通学路では、人数に対して道が狭い、信号があり子ども達が一か所に溜まってしまふなどの課題がある。市内で通学班を採用していない学校もある。

(小林委員)

自身の子どもの通う学校で仮に個別登校となった場合、一年生が大きなランドセルを背負って一人で学校に通うことになり、現実的ではない。保護者として、班を組んで登校してほしいと思っている。

(石川会長)

意見をくみ取り、検討してほしい。

(本橋委員)

内容について意見はない。

8ページの「(2) 課題」で記載されている年少人口の推計について、令和7年に0～4歳の幼児は、令和12年には5～9歳となる。しかし、令和7年の0～4歳の人口と比較し、令和12年の5～9歳の人口が減少しており、令和17年の10～14歳ではさらに減少している。どのような根拠で推計したか。

(事務局)

表5に記載されている人数は、学校に通っている子どもの数ではなく、住民基本台帳上の人数である。令和7年から令和12年、令和17年にかけて減少することについて、詳細な分析はしていない。

今後、川口市の人口は概ね横ばいで推移すると川口市総合計画に記載されているが、0～14歳の人口については減少傾向になっている。

(本橋委員)

過去の推計データと実際のデータでどのくらい差異があったのか。

(事務局)

表5に関する分析はしていない。4ページの表1にある児童生徒数の推移については分析をしている。

(石川会長)

4ページの児童生徒数については分析しているとのことであり、より信憑性が高い

ものとのことである。

(菊地委員)

内容については、問題ない。

13ページの枠内について、同じ小学校の児童が異なる中学校に分かれることのないよう配慮するとのことであり、大変ありがたいと感じている。対人能力の基礎となる時期に、多くの児童が友達をつくり、中学校でさらに輪を広げることができるような対応である。

(廣瀬委員)

内容については意見なし。

パブリック・コメントを求める際に掲載する資料について、改定前の資料も併せて掲載されていると、比較がしやすく、コメントをしやすと感じる。

(石川会長)

事務局で工夫して、パブリック・コメントに取り掛かってほしい。

修正を求められるような意見はなかったと認識している。委員の皆様にはこの案でお認め頂いたということでもいいか。

(委員)

問題なし。

(石川会長)

次第3 議題「(3) 同基本方針(改定版)(案)に係るパブリック・コメントの実施について」事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料4に基づき説明。

(石川会長)

市の方針として、重大なものはパブリック・コメントをかけて、市民の皆様から意見を伺うこととなっているため、それに則り実施をしたいとのことであった。実施することについて、審議会としては意見なしということの問題ないか。

(委員)

問題なし。

(石川会長)

廣瀬委員から、分かりやすい見せ方をしてほしいとの意見があった。それ以外に意見はあるか。

(田原委員)

1枚目の「6 意見提出方法」について、入力フォームでの提出という方法も考えられると思うが、資料には記載がない。入力フォームでの提出はなく、記載の提出方法に限るという認識でよいか。

(事務局)

入力フォームを用意する。

(田原委員)

簡単に書き込めてしまうという欠点もあるため、適切な基準を設けるなど工夫は必要と思われる。

(事務局)

市の定める要綱に則り、適切に実施する。

(石川会長)

次第3 議題(4)「その他」の「①水泳授業の在り方について」事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料5に基づき説明。

(石川会長)

9月と12月の市議会で質問があり、教育委員会が答弁している。1枚目に記載のとおり課題が多い中、すぐには解決できないものと思う。本件については、検討委員会が既に立ち上がっており、議論が始まっているとのことであった。

(松田副会長)

現在、1校1プール持っているが、学校再編がされた際にどうなるかという懸念があることに加え、現状でも学校で水泳授業の実施に苦慮している状況があるため、前回審議会で質問をさせていただいた。今後、水泳の授業をどのように実施するかを含め、検討を進めてほしい。

(石川会長)

基本方針の「5 今後の学校の在り方に向けた検討」に「部局横断的な検討」と明記があるため、本件も関連部署と連携して進めてほしい。

(石川会長)

「②今後の適正規模・適正配置スケジュールについて」事務局の説明を求める。

(事務局)

配付資料6に基づき説明。

(石川会長)

スケジュールの前倒しをする方向で検討しているとのことである。重大性を鑑み、関係するところへ周知し、議論を重ね、合意のもと進められるよう、できる限り早急に対応してほしい。

また、来年度の審議会の予定についても、併せて示されている。

質問等はあるか。

(委員)

質問等なし。

4 事務連絡

(事務局)

1点目 第2回中間報告について、石川会長・松田副会長から提出いただき、2月20日に開催される定例会で報告し、2月中の公開を予定している。

2点目 第5回議事録について、修正等あれば教えてほしい。

3点目 第7回審議会は、令和8年5月27日(水)の13:30から、川口市役所第二本庁舎6階の2601会議室で開催する。

5 閉会